

第 1 16 監査公表第 7 号(平成 16 年 5 月 13 日付 福岡市公報第 5164 号 (別冊) 公表) 分  
貸付金制度

| 監査の結果  | 措置の状況   |
|--|---|
| <p>1 母子寡婦福祉資金貸付金</p> <p>(1) 就学支度資金の支払期間について</p> <p>この点について、例えば、教育委員会が所管する福岡市教育振興会奨学金のように学校において進路相談等が行われる前年の 11 月頃に状況把握を踏まえあらかじめ申し込み受付を行い、早めに事務処理に着手することにより支払期間の短縮を図ることや入学金等の納付先である学校等と協議を行なうなどして、受給者が必要なときに貸付金の借受けができるような対応を講じること等、今後とも就学支度資金の趣旨・目的に沿った事務処理の改善に努められたい。</p> <p>(こども未来局)</p> | <p>【その他(H20.7.3通知)】</p> <p>就学支度資金については、公立・私立等、進学する学校の種別により貸付限度額に大きく差があり、申請には進学先の学校の確定を要する。一方、通常、合格発表日から入学金の学校納入日までの期間が非常に短いのが現状である。特に、私立高校と公立高校を併願し公立高校に不合格となった場合、公立の発表当日に入学金を納入する必要がある。このような状況もあり、納入日までの支払は困難である。今後とも 1 日でも早く貸付ができるよう努力する。</p> <p>※参考</p> <p>なお、福岡市教育振興会奨学金においても、資金の振込については、本事業と大きな差はなく、むしろ本事業の方が早期に振り込まれているものと認識している。(振興会確認済) また、本事業については、奨学金ではなく、貸付金であるため、学校長の推薦や学業の成績などは全く問わないため、他の奨学金のように人数制限等も設けていない点で性質に大きな違いがある。学校との協議についても、前述のとおり、納入までの期間が非常に短く、申請があっても内容によっては、貸し付けを行えない場合もあり、学校に対し確実な納入を約束することはできない。加えて、全国すべての学校を対象としており、600 件以上の申請がある中、個別の学校ごとに対応することは困難である。</p> |
| <p>(2) 貸付金の償還率の向上について</p>  | <p>【措置済(H18.3.15通知)】</p>  |

|  |  |
|--|--|
| <p>福祉資金貸付金の償還については、今後とも、受給者等の生活実態も踏まえながら、償還率の向上に努められたい。</p> <p>(こども未来局)</p>  | <p>16年度より、貸付最終年度の者に対し、償還開始以前に窓口で口座振替を推奨する新しい取り組みを行った。今後とも、比較的滞納初期の者を中心として、生活実態に即したきめ細かな償還指導を行なう等、償還率の向上に向けた取り組みを実施することとした。</p>                                 |
| <p>(3) 貸付制度の改善について</p> <p>近年の経済情勢や低金利の状況等を考慮すると、母子家庭及び寡婦福祉の観点から、できる限り低金利での貸付ができるよう検討する必要があると考えられる。</p> <p>このような状況を踏まえ、母子家庭及び寡婦の福祉の観点から、福祉資金貸付の利率など貸付制度が受給者にとって利用しやすいものとなるよう、国への働きかけを行なわれるよう要望する。</p> <p>(こども未来局)</p> | <p><b>【措置済 (H19.6.27 通知)】</b></p> <p>貸付金のうち、有利子の貸付金については、無利子化を進めるよう国へ要望を行った。</p>   |
| <p>2 福岡市国民健康保険高額療養費貸付事業</p> <p>(2) 保険医療機関への支払を円滑に行う方策について</p> <p>各区へ配分されている貸付基金の額については、現在、平成元年度以降据え置かれている状況にあり、各区における基金の運用状況も踏まえ、基金の総額、各区への基金の配分額の見直し等保険医療機関への支払を円滑に行うための方策について検討されたい。</p> <p>(保健福祉局)</p>            | <p><b>【措置済 (H18.3.15 通知)】</b></p> <p>申請から支払までの期間を考慮し、基金総額については、平成17年度から増額するとともに、各区の基金配分額については、各区の医療費、貸付実績および支払未済額を考慮した上で配分額を見直し、保険医療機関への支払処理を早急に行う環境を整備した。</p> |
| <p>3 福岡市水洗便所改造資金貸付金</p> <p>改造貸付金の償還については、償還が滞らないための対応策や償還が滞ってしまった場合の対応のあり方等について検討</p>  | <p><b>【措置済 (H18.3.15 通知)】</b></p> <p>1. 償還が滞らないための対応策</p> <p>借受人・連帯保証人の償還能力有無の判定については、従来は納税証明書に記載さ</p>   |

|  |   |
|--|---|
| <p>を進められ、償還率の向上に努められたい。</p> <p>(下水道局)</p>  | <p>れている範囲で審査していたが、給与所得以外の収入がある場合には、実際の収入額が把握できないため、借受人等に聴き取りを行い、償還能力の把握に努めることとした。</p> <p>2. 償還が滞ってしまった場合の対応</p> <p>(1) 早期に文書及び電話催告や訪問による納付指導を行うこととした。</p> <p>(2) 保証人に対して督促・催告や訪問により積極的に納付指導を行うこととした。</p> <p>(3) 毎年7月～8月及び11月～12月を滞納整理強化月間と定め、期間中の休日訪問及び夜間訪問により納付指導を行うこととした。</p> |
| <p>4 福岡市住宅建設資金等融資制度</p> <p>所管局においては、建設資金等融資制度の新規募集を、平成14年度までとしたうえで、平成15年度においては募集を停止し、また、当該融資制度の目的である市民の持家取得の促進及び居住環境の改善を図るため、その代替措置として資金計画特別相談を行うこととしてその取り組みが進められているところである。</p> <p>所管局においては、平成15年度における資金計画特別相談の状況や効果を踏まえ、市民が住宅を取得する際の資金面の情報提供や相談等の方策のあり方について検討されているところであるが、この検討と併せて建設資金等融資制度の今後のあり方について検討を進められたい。</p> <p>(建築局)</p> | <p><b>【措置済 (H19.6.27 通知)】</b></p> <p>平成15年度より募集を停止している建設資金融資制度は、民間金融機関の住宅ローンの充実等により、持家取得の支援については当初目的を達成しており、平成19年度に廃止を決定した。</p>   |

|   |  |
|---|--|
| <p>5 福岡市水道局給水工事資金</p> <p>当該融資制度の目的と市民等のニーズに乖離が生じてきていると考えられることから、給水工事資金の目的や必要性について検討を加えるとともに、水道水の管理といった点も考慮に入れながら、融資対象も含め給水工事資金の貸付制度のあり方について、検討を進められたい。</p> <p>(水道局)</p>   | <p>【措置済 H21.7.31 通知】</p> <p>給水工事資金融資制度については、これまで個人を対象に給水工事に必要な資金融資を行ってきたが、新たに平成21年4月より貯水槽から直結給水へ改造を行うマンション管理組合を融資対象に加え、また、取扱金融機関も現行の1行から2行に増やすなど、利用しやすい制度として見直しを図り、必要な要綱等の改正を行った。</p>  |
| <p>6 福岡市地域改善対策奨学金</p> <p>当該奨学金については、平成15年度から始められた取組の実施状況も踏まえながら、今後とも、償還率の向上に努められたい。</p> <p>(教育委員会)</p>  | <p>【措置済 (H18.3.15 通知)】</p> <p>当該奨学金については、滞納者の滞納年数、滞納額、返還回数等がわかる滞納整理票を整備し、平成16年度には短期間の滞納者に対しても返還督促通知を発送した。その中で、督促無視者には昼夜の電話及び家庭訪問による納付指導を行い、さらに、滞納者から誓約書を徴し、滞納額の確認と計画的な返還を促すなどの取り組みを行った。</p>  |
| <p>7 福岡市農林業金融資金ほか1件について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福岡市農林業金融資金</li> </ul> <p>融資金が有効に利用されるためには、常日頃から利用状況等実態を把握するとともに利用制度のあり方について留意しておく必要がある。</p> <p>各融資金については、相当額の不用額が出てきている状況にあることや近年の融資状況が減少傾向にあることを踏まえ、貸付実績の減少の要因等について調査・分析を行うとともに利用者にとってさらに利用しやすい制度となるよう改善策を検討されたい。</p> <p>(農林水産局)</p> | <p>【措置済 H21.7.31 通知】</p> <p>「福岡市農林業金融資金」については、農協等の関係機関とともに、貸付実績減少の要因や制度の改善策の検討を行ってきた。貸付減少は、農家の高齢化や後継者不足、農作物価格の低迷など、農業経営の構造的要因によるところが大きい。融資制度については、その周知を図ることが必要であるという観点から、制度要綱集の農協各支店での配布を行うとともに、原油高騰対策など時機に応じた緊急対策の発動や、無利子化措置及び信用保証料の補助を行うことにより、利用拡大を図ってきた。さらに、平成21年度からは、融資申込に迅速に対応できるよう審査会の開催方法を見直し、時間短縮を図ることとし</p> |

|   |   |
|---|---|
|   | <p>た。</p> <p>今後も、状況に応じた利用しやすい制度となるよう改善を行っていく。</p>   |
| <p>・福岡市水産業振興金融資金</p> <p>融資金が有効に利用されるためには、常日頃から利用状況等実態を把握するとともに利用制度のあり方について留意しておく必要がある。</p> <p>各融資金については、相当額の不用額が出てきている状況にあることや近年の融資状況が減少傾向にあることを踏まえ、貸付実績の減少の要因等について調査・分析を行うとともに利用者にとってさらに利用しやすい制度となるよう改善策を検討されたい。</p> <p>(農林水産局)</p>  | <p>【措置済 (H19.6.27 通知)】</p> <p>平成 15 年度から、利用しやすくするために償還期間を一部延長 (10 年→15 年) した。</p> <p>平成 15 年度から、沿岸資金については、より迅速に融資が受けられるように、申請から融資日までを短縮 (融資日 2 ヶ月毎→1 ヶ月毎) した。</p> <p>要望調査等により、融資制度の改正をおこなってきたが、今後さらに漁協等に対してアンケートを行う等、貸付実績の減少の要因等について調査・分析するとともに、漁業者等が利用しやすいように制度や要件の改善を図っていく。</p>   |
| <p>8 福岡市土地区画整理事業建築物移転等資金融資制度ほか 1 件について</p> <p>・福岡市土地区画整理事業建築物移転等資金融資制度</p> <p>土地区画整理事業の伸展を図ることを目的として設けられた制度であり、現在、姪浜土地区画整理事業及び香椎周辺土地区画整理事業をその対象としている。</p> <p>金融機関に預託して融資することとしているが、現在、貸付実績がほとんどない状況にあることから、今後の土地区画整理事業の事業計画を踏まえ、その必要性や制度のあり方等について検討されたい。</p> <p>(都市整備局)</p> | <p>【措置済 (H19.6.27 通知)】</p> <p>本貸付制度は、事業の円滑な推進と地権者に対する行政サービスを目的として設置したものである。現在、施行中の二事業においては、すでに同制度について説明を行っていると同時に、今後の事業の進捗状況により貸付の可能性があり、同目的を達成するためには不可欠な制度である。</p> <p>ただし、本制度は土木局所管の「福岡市建築物移転等資金融資制度」の内容と類似しているため、同制度と統合した。</p> <p>また、予算については、これまで各事業ごとに措置を行っていたが、予算の削減を図るため平成 17 年度からは都市整備局所管二事業分についてはまとめて一括措置を行っている。</p> |

|  |   |
|--|---|
| <p>・高速鉄道建設工事対策特別融資金</p> <p>高速鉄道建設工事対策特別融資金については、地下鉄工事により経営活動に著しい影響を受けた中小企業者に対して貸付を行う制度である。</p> <p>これらの貸付金制度については、金融機関に預託して融資することとしているが、現在、貸付実績がほとんどない状況にあることから、今後の土地区画整理事業や高速鉄道建設工事の事業計画を踏まえ、その必要性や制度のあり方等について検討されたい。</p> <p>(交通局)</p> | <p>【その他（H20.7.3通知）】</p> <p>高速鉄道建設工事対策特別融資制度については、将来の地下鉄建設時において、社会経済状況や沿道対策の一環として、その必要性や制度のあり方等について検討していく。</p>   |
| <p>9 財団法人福岡県環境保全公社事業資金ほか7件</p> <p>(2) 福岡勤労者福祉センター貸付金ほか4件</p> <p>・福岡勤労者福祉センター貸付金</p> <p>各所管局等においては、各貸付金の借入団体の剰余金や積立金の状況など経営状況について、適宜、その把握に努めるとともに、貸付金の必要性やその額、必要な時期に貸付を行っているか等について、さらに、分析・検討を進められ貸付金の適切な運用に努められたい。</p> <p>(市民局)</p>     | <p>【措置済（H18.3.15通知）】</p> <p>福岡勤労者福祉センター貸付金については、貸付先である財団法人福岡勤労者福祉センターが平成16年9月末で解散するため、制度廃止となる。</p>  |
| <p>・九州労働金庫貸付金</p> <p>団体の運転資金等に充てるために貸付金を貸し付けるに当たっては、借入団体の経営状況や貸付金の運用状況等を見ながら、貸付金の必要性の有無や貸付金のあり方について、適宜検討が加えられる必要がある。</p> <p>所管局等においては、貸付金の借入団体</p>   | <p>【その他（H20.7.3通知）】</p> <p>九州労働金庫貸付金については、勤労者の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的として、勤労者及び勤労者団体を対象に融資を行う九州労働金庫の円滑な運営に資するため、貸付を行っている。</p> <p>当労働金庫は営利を目的とせず、労働者本位に考える金融機関であるため、今後も、当</p> |

|   |  |
|---|--|
| <p>の余剰金や積立金の状況など経営状況について、適宜、その把握に努めるとともに、貸付金の必要性やその額、必要な時期に貸付を行っているか等について、さらに、分析・検討を進められ、貸付金の適切な運用に努められたい。</p> <p>(市民局)</p>   | <p>労働金庫の自己資本比率や不良債権額など経営状況を把握し、運営資金の貸付を行う。</p>   |
| <p>・福岡県漁業信用基金協会貸付金</p> <p>団体の運転資金等に充てるために貸付金を貸し付けるに当たっては、借入団体の経営状況や貸付金の運用状況等を見ながら、貸付金の必要性の有無や貸付金のあり方について、適宜検討が加えられる必要がある。</p> <p>所管局等においては、貸付金の借入団体の余剰金や積立金の状況など経営状況について、適宜、その把握に努めるとともに、貸付金の必要性やその額、必要な時期に貸付を行っているか等について、さらに、分析・検討を進められ、貸付金の適切な運用に努められたい。</p> <p>(農林水産局)</p> | <p><b>【措置済（H20.7.3通知）】</b></p> <p>協会は繰越欠損金を5億円余り（平成15年度）計上するなど経営状況が厳しいため、経営改善計画を策定し、経営の見直しを図っていたが、平成18年2月に日本遠洋底曳網漁業信用基金協会と合併し、財務改善が図られた。</p> <p>しかしながら、協会の収入は、保証料収入と有価証券運用益で賄われており、依然として漁業を取巻く環境が厳しく、安定した協会運営の確保が困難な状況にある。</p> <p>本市としては当貸付金を、協会の経営を側面から支援し、経営体質強化や協会の保証能力向上により、漁業者等の資金の借入れを円滑にするために実施している。</p> <p>今後も貸付にあたっては、協会の経営状況等を把握しながら、国、県と協議を行いながら必要額等について十分検討していく。</p> <p>なお、平成17年度からは利息を徴収している。また、貸付額については、平成19年度に5千万円、平成20年度に6千万円減額している。</p> |
| <p>・福岡市漁業協同組合貸付金</p> <p>団体の運転資金等に充てるために貸付金を貸し付けるに当たっては、借入団体の経営状況や貸付金の運用状況等を見ながら、貸付金の必要性の有無や貸付金の</p>   | <p><b>【措置済（H20.7.3通知）】</b></p> <p>漁協の財務状況は、事業収支ベースで毎年3億円近くの赤字を計上するという、依然として厳しい経営である。本市としては当貸付金を、漁協の事業展開のために必要な運転</p>   |

|  |  |
|--|--|
| <p>あり方について、適宜検討が加えられる必要がある。</p> <p>所管局等においては、貸付金の借入団体の余剰金や積立金の状況など経営状況について、適宜、その把握に努めるとともに、貸付金の必要性やその額、必要な時期に貸付を行っているか等について、さらに、分析・検討を進められ、貸付金の適切な運用に努められたい。</p> <p>(農林水産局)</p>  | <p>資金としてとらえて実施している。</p> <p>今後も貸付にあたっては、漁協の経営状況等を把握しながら、貸付金の必要性や必要額等について十分検討していく。</p> <p>なお、平成16年度からは利息を徴収している。</p>             |
| <p>(2) 福岡勤労者福祉センター貸付金ほか4件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財団法人福岡市学校給食公社貸付金</li> </ul> <p>団体の運転資金等に充てるために貸付金を貸し付けるに当たっては、借入団体の経営状況や貸付金の運用状況等を見ながら、貸付金の必要性の有無や貸付金のあり方について、適宜検討が加えられる必要がある。</p> <p>所管局等においては、貸付金の借入団体の余剰金や積立金の状況など経営状況について、適宜、その把握に努めるとともに、貸付金の必要性やその額、必要な時期に貸付を行っているか等について、さらに、分析・検討を進められ、貸付金の適切な運用に努められたい。</p> <p>(教育委員会)</p> | <p><b>【措置済（平成22年6月7日通知）】</b></p> <p>財団法人福岡市学校給食公社の貸付金については、平成21年9月の学校給食費公会計移行に伴い、貸付金の必要性が無くなったため、平成22年度から廃止した。</p>             |
| <p>(3) 福岡タワー経営安定化資金貸付金ほか1件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福岡タワー経営安定化資金貸付金</li> </ul> <p>貸付金については、当該対象団体が設立又は施設建設に当たって借り入れた有利子の借入金の一時的な返済等に充てられ</p>  | <p><b>【措置済（H18.3.15通知）】</b></p> <p>福岡タワー（株）の経営状況については、これまで、事業の内容や経営状況を把握し、助言を行うとともに経営改善等を求めてきた。</p> <p>今後とも経営状況等を注視し、必要に応じ</p> |

|   |  |
|---|--|
| <p>ており、結果として金利負担等を軽減することによる間接的な経営支援であると考えられる。</p> <p>団体の経営状況については、当該貸付金の効果及び団体の経営努力等もあり、ここ数年においては単年度では黒字であるが、以前からの長期借入金を抱えている。</p> <p>貸付元として絶えず経営状況等を見ながら、必要に応じ、経営改善等を求めていくよう努められたい。</p> <p>(経済振興局)</p> | <p>経営改善等を求めていく。</p>  |
| <p>・株式会社サン・ピア博多貸付金</p> <p>団体の経営状況については、当該貸付金の効果及び団体の経営努力等もあり、ここ数年においては単年度では黒字ではあるが、以前からの長期借入金を抱えている。</p> <p>貸付金として絶えず経営状況等を見ながら、必要に応じ、経営改善等を求めていくよう努められたい。</p> <p>(港湾局)</p>                             | <p>【その他 (H20. 7. 3 通知)】</p> <p>(株)サン・ピア博多は、解散・清算(平成18年10月30日清算結了登記)しており、措置が不可能となったもの。</p> <p>(参考)</p> <p>(株)サン・ピア博多については、主要株主と連携し、経営改善策を検討し、経営改善への取り組み等を求めてきたが、平成17年7月に有力テナント(ベイサイドシティ(株))が破産したことにより、債務超過解消の目途が立たなくなり、やむなく平成17年9月13日に民事再生手続開始の申立がなされた。</p> <p>その後、平成18年1月16日に(株)サン・ピア博多から、民事再生法に基づく再生計画案が福岡地裁に提出されたため、本市としては、ベイサイドプレイスの事業の再生を図るため、2月議会に権利の放棄の議案を提出し、議会の議決を受けた。</p> <p>平成18年3月13日には、再生計画案が債権者集会で承認可決されたため、同日、福岡地裁より再生計画の認可決定を受けた。</p> <p>この再生計画に基づき、平成18年4月28日には、全資産を売却して、債権者への弁済</p> |

|  |   |
|--|---|
|  | <p>を終え、平成 18 年 6 月 22 日に民事再生手続は終結した。</p> <p>これを受け、(株)サン・ピア博多は、6 月 27 日開催の株主総会で会社解散の決議がなされ清算手続が進められ、10 月 30 日に清算は終了（登記）した。</p>   |
| <p>・福岡市障害者高齢者住宅整備資金貸付事業（高齢者分）</p> <p>貸付事業については、社会福祉法人福岡市社会福祉協議会が主体となって実施しており、市はその原資を社会福祉協議会に貸し付けている。</p> <p>貸付事業の社会福祉協議会における市民等への貸付利率は年 3 パーセントとなっており、ここ数年、据え置かれている。近年の民間金融機関の貸付利率の状況を考えると、この利率は高く設定されている。</p> <p>また、社会福祉協議会の要綱によると、これら貸付金に係る 3 パーセントの利息については、各貸付金に係る事務費に充てることとされている。</p> <p>社会福祉協議会によるこれらの各貸付に当たっては、原資の貸付者として、他の貸付利率等の状況も勘案しながら、社会福祉協議会が行う福祉目的の貸付事業の利率がより適切なものとなるよう、社会福祉協議会と協議を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">（保健福祉局）</p> | <p><b>【措置済（平成 23 年 6 月 24 日通知）】</b></p> <p>住宅整備資金貸付事業については、近年利用者が減少していること、及び生活福祉資金貸付制度（厚生労働省の定めにより、県社会福祉協議会が実施主体となり、市社会福祉協議会に委託して行っている）が平成 21 年 10 月に改正され、より有利な内容で貸付を受けられるようになったことなどから、制度のあり方について、見直しを検討した結果、平成 22 年度末をもって廃止した。</p> |
| <p>・民間保育施設整備資金貸付事業</p> <p>貸付事業については、社会福祉法人福岡市社会福祉協議会が主体となって実施しており、市はその原資を社会福祉協議会に貸し付けている。</p>  | <p><b>【措置済（平成 26 年 8 月 26 日通知）】</b></p> <p>当該貸付事業については、近年利用実績がなく、また、類似する独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付事業や民間金融機関の融資制度も拡充されてきていることから、平成</p>  |

|   |                                |
|---|--------------------------------|
| <p>貸付事業の社会福祉協議会における市民等への貸付利率は年3パーセントとなっており、ここ数年、据え置かれている。近年の民間金融機関の貸付利率の状況を考えると、この利率は高く設定されている。</p> <p>また、社会福祉協議会の要綱によると、これら貸付金に係る3パーセントの利息については、各貸付金に係る事務費に充てることとされている。</p> <p>社会福祉協議会によるこれらの各貸付に当たっては、原資の貸付者として、他の貸付利率等の状況も勘案しながら、社会福祉協議会が行う福祉目的の貸付事業の利率がより適切なものとなるよう、社会福祉協議会と協議を行われたい。</p> <p>(こども未来局)</p> | <p>26年度をもって事業を廃止することとしている。</p> |
|---|--------------------------------|

行政監査の結果に関する報告に添えて提出する意見

| 監査の結果  | 措置の状況  |
|--|--|
| <p>1 広報のあり方について</p> <p>貸付制度の広報については、市民等が本市関連の貸付金を必要とするときに、関連する貸付金について情報提供がなされると、市民等にとって貸付金が更に利用しやすくなるのではないかと考える。</p> <p>このような観点から、貸付金制度が一覧できるもの、例えば、市民等向けに作成しているふくおか市生活ガイドやインターネットにおける福岡市のホームページにおいて、貸付金制度の概要等についてまとめて掲載するなど、貸付金制度全体に関する市民等の立場に立った情報提供のあり方について、検討を進められたい。</p> <p>(市長室)</p> | <p>生活ガイドについては、平成19年度版から各分野に分かれて掲載されている貸付金の情報を取りまとめて索引に記載し、より情報にたどりつきやすい構成とした。</p> <p>また、ホームページは平成20年4月より全面改訂し、各種貸付金制度などの必要な情報を得やすいよう、検索機能の強化を実施した。【措置済（H20.7.3通知）】</p> |

|  |  |
|--|--|
| <p>2 社会経済情勢の変化等に応じた貸付金制度の見直し等について</p> <p>市民等のニーズの的確な把握に努められ、貸付制度の必要性の有無や制度のあり方について、更に、分析検討を加えられ、必要に応じて制度の廃止や見直しを行うとともに、新たな施策への転換を行うこと等についても検討が進められたい。</p> <p>(財政局)</p> | <p>貸付金制度については、監査委員の意見を踏まえ、予算編成などを通じて関係局とともに見直しに取り組むこととしている。【措置済 (H19.6.27 通知)】</p> |
|--|--|